

とやま中央会 FAX 情報

2021. 6. 1 発行 №608

「バーチャル組合総会/理事会開催に関する実務指針」を 策定しました

—経済産業省—

経済産業省は、中小企業等協同組合法、中小企業団体の組織に関する法律、商店街振興組合法及び技術研究組合法に規定される組合、連合会及び中央会が、バーチャルオンリー型組合総会・理事会（※1）及びハイブリッド型バーチャル組合総会・理事会（※2）を開催するにあたり、法的・実務的に最低限留意すべき事項や、法的・実務的な論点に対する具体的対応策を示した「バーチャル組合総会/理事会開催に関する実務指針」を策定しましたので、公表します。

※1 物理的な場所を定めることなく、インターネット等の手段を用いて出席する総会や理事会をいう。

※2 物理的な場所を定めるとともに、インターネット等の手段を用いて出席することができる総会や理事会をいう。

1. 背景・目的

従来、総会及び理事会のいずれについても、議事録に開催「場所」を記載することが求められていたため、バーチャルオンリー型組合総会・理事会を開催することはできませんでした。

しかし、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、三密回避となる新たな総会や理事会の開催方法を確立するとともに、組合と組合員の対話の活性化や組合のコスト低減を実現するため、バーチャルオンリー型組合総会・理事会のニーズが高まり、第32回中小企業政策審議会において、全国中小企業団体中央会及び全国商店街振興組合連合会よりバーチャルオンリー型組合総会等に係る要望書が提出されました。

こうした状況を踏まえ、バーチャルオンリー型組合総会・理事会を開催できるよう、中小企業等協同組合法施行規則、中小企業団体の組織に関する法律施行規則、商店街振興組合法施行規則及び技術研究組合法施行規則（以下併せて「省令」といいます。）を改正しました（令和3年5月14日に公布・施行）。

さらに、バーチャルオンリー型組合総会・理事会及びハイブリッド型バーチャル組合総会・理事会の開催を促進するため、省令改正にあわせて、実務指針を策定することとしました。

2. 指針の概要

実務指針は、前提となる環境整備、本人確認の方法、組合員からの質問・緊急議案・動議の取扱いなど、バーチャルオンリー型組合総会・理事会及びハイブリッド型バーチャル組合総会・理事会を開催するあたり、法的・実務的に

留意すべき事項や、法的・実務的な論点に対する具体的な対応策を示しています。

また、特にバーチャルオンリー型組合総会が濫用的に用いられ、インターネット等の手段を用いて出席することが困難な組合員が総会に出席し議決権・選挙権を行使する機会を奪われるような事態は決してあってはなりませんので、本実務指針においては、このような組合員に対する様々な配慮を求めています。

実務指針はこちらからダウンロードができます。

<https://www.meti.go.jp/press/2021/05/20210514003/20210513003.html>

3. お問い合わせ

中小企業等協同組合法及び中小企業団体の組織に関する法律に基づく組合等について

中小企業庁 経営支援部経営支援課長

TEL. 03-3501-1763

商店街振興組合法に基づく組合について

中小企業庁 経営支援部商業課長

TEL. 03-3501-1929

◇ 公正取引委員会よろず相談室開催のご案内

公正取引委員会では、よろず相談室を開設し、下請法、消費税転嫁対策特別措置法及び独占禁止法に詳しい公正取引委員会の職員が皆様のお悩みをお聞きます。下請事業者として、若しくは親事業者として、いずれも参加可能です。お気軽に御参加ください。費用は一切不要です。

1. 開催日時

令和3年6月16日(水)

①午後2時～ ②午後3時～ ③午後4時～

各回50分以内

2. 実施方法

オンライン方式

3. 内容

下請法、消費税転嫁対策特別措置法及び独占禁止法の相談会

4. お申込み方法

6月10日(木)午後5時までに公正取引委員会中部事務所下請課までメールにてお申込みください。電話やファクシミリによる申込みは受け付けておりません。

申込メールの送信と前後して満員となることもあり得ます。あらかじめ御了承ください。詳細は下記URLよりご確認ください。

https://www.jftc.go.jp/regional_office/chubu/yorozu_toyama.html

公正取引委員会中部事務所下請課メールアドレス：chubu-shitauke@jftc.go.jp

5. 定員

開設日ごとに6名(先着順)

6. お問い合わせ先

公正取引委員会事務総局中部事務所

TEL. 052-961-9424

◇ とやまインキュベータ・オフィスの入居者を募集しています

富山市では、ソフトウェアなどの開発やデザイン業など創造性の富んだアイデアや技術をもとに事業化を図る方を育成・支援するための創業者支援施設として「とやまインキュベータ・オフィス」を開設し、富山県中小企業団体中央会が指定管理者として各種支援を行っています。

インキュベータ・オフィスの入居者を随時募

元気いっぱいのファーストバンクです。

新オートローン・新型住宅ローン

富山第一銀行

集しています。

1. 入居対象者

新たに事業を営もうとする方、事業開始後5年未満で創業者であると認められる方

2. 施設の概要

- (1) 所在地：富山市中央通り二丁目3番22号
中教院モルティ2階
- (2) 施設面積：241.06㎡
- (3) ルーム数：8室(8.3～20.9㎡)
- (4) 使用料金：1㎡あたり2,200円/月
- (5) 使用期間：1年間(最大2回まで更新可。
最長3年まで入居可能)
- (6) 入居者支援

経営・技術・営業などの課題に応じた専門アドバイザーを派遣し、相談・指導を行います。

- (7) 対象業種：ソフトウェア等の開発やデザイン業など創造性に富んだアイデアや技術を基とした事業

3. 設備の概要

- ・天井高：2.7m ・照明：700ルクス
- ・電気容量：最大5kVA/室
- ・電気設備：単相100V/200V
- ・電話設備：外線(別途要個別契約)
- ・TV端子：外線・CATV回線引込み済(別途要個別契約)
- ・ネット環境：光ケーブル・ADSL・CATV(別途要個別契約) 無線LAN(無料Wi-Fi)
- ・空調設備：個別空調 床：OAフロア仕様
- ・床荷重：300kg
- ・入退室管理：セキュリティシステムにより24時間入退室可能

4. 管理・運営

富山県中小企業団体中央会 工業支援課

<https://www.chuokai-toyama.or.jp/morty/>

5. お問い合わせ先

富山市商工労働部工業政策課

TEL. 076-443-2166

◇ 「富山県推奨とやまブランド」及び「明日の富山ブランド」募集について

富山県では、県産品の中から特に優れたものを「富山県推奨とやまブランド」に認定し、その魅力を国内外に発信することにより、県産品のブランドを高め、本県の地域イメージの向上を図っています。また、「富山県推奨とやまブランド」中央会FAX情報 No.608

」認定に向けて、意欲的に取り組む事業者とその県産品を「明日のとやまブランド」に選定し、ブランド化に向けた取組みを支援しています。

県産品のブランド力のさらなる強化を図るため、「富山県推奨とやまブランド」及び「明日のとやまブランド」について、新たな品目の募集を行いますので、ご案内いたします。

1. 募集対象

富山県内で生産・製造された「農林水産物」「加工食品」「工芸品」「工業製品」

2. 応募資格

- (1) 富山県内に住所又は主たる事業所を有する事業者(個人、法人、事業者団体いずれも可)
- (2) (1) から同意を得た県及び市町村等行政機関

3. 募集期間

令和3年6月21日(月)

郵送の場合は6月21日(月)消印有効、持参の場合は同日午後5時15分まで

4. 応募方法

下記URLより申請書をダウンロードし、必要事項を記入のうえ、添付書類とともに、下記お問い合わせ先へ郵送又は持参してください。

<https://www.pref.toyama.jp/1021/tokusan/brand.html>

5. 認定・選定方法

「富山県推奨とやまブランド」育成・認定に関する委員会の審査を経て、県産品及び事業者を認定・選定します。

6. お問い合わせ先

富山県知事政策局広報課広報・イメージアップ係

〒930-8501 富山市新総曲輪1-7 県庁本館2階

TEL. 076-444-3134

FAX. 076-444-3478

◇ 令和2年度第3次補正予算「事業承継・引継ぎ補助金」の公募要領を公表しています

中小企業庁では、事業承継やM&A(事業再

編・事業統合等。経営資源を引き継いで行う創業を含む。)を契機とした経営革新等への挑戦やM&Aによる経営資源の引継ぎを行おうとする中小企業者等を後押しするため、「事業承継・引継ぎ補助金」による支援を実施します。

本補助金は6月11日(金)の申請受付開始を予定しており、事前に公募要領を公開しています。本補助金の申請は「電子申請(J グランツ)」のみでの受付となります。

1. 申請受付期間

第1次募集

令和3年6月11日(金)～7月12日(金)

18時

第2次募集

令和3年7月中旬～8月中旬

2. 概要

以下の2つの類型で申請を受付ける予定です。

(1) 経営革新

補助率:2/3 補助上限:400～800万円(上乗せ額:200万円)

事業承継やM&A(事業再編・事業統合等。経営資源を引き継いで行う創業を含む。)を契機とした経営革新等(事業再構築、設備投資、販路開拓等)への挑戦に要する費用を補助します。

補助対象経費:設備投資費用、人件費、店舗・事務所の改装工事費用等

(2) 専門家活用

補助率:2/3 補助上限:400万円(上乗せ:200万円)

M&Aによる経営資源の引継ぎを支援するため、M&Aに係る専門家等の活用費用を補助します。

補助対象経費:M&A支援業者に支払う手数料、デュージェリエンスにかかる専門家費用等

2. 支援対象者

(1) 経営革新

事業承継、M&A(経営資源を引き継いで行う創業を含む。)を契機として、経営革新等に挑戦する中小企業・小規模事業者(個人事業主を含む。)

(例)

- ・新しい商品の開発やサービスの提供を行いたい
- ・新たな顧客層の開拓に取り組みたい
- ・今まで行っていなかった事業活動を始めた

(2) 専門家活用

M&Aにより経営資源を他社から引き継ぐ、あるいは他社に引継ぐ予定の中小企業・小規模事業者(個人事業主を含む。)

(例)

- ・M&Aの成約に向けて取組みを進めている方
- ・M&Aに着手しようと考えている方

3. 公募要領・申請方法

公募要領や申請に関する詳細等は下記URLよりご確認ください。

<https://jsh.go.jp/r2h/>

4. お問い合わせ先

中小企業庁事業環境部財務課

TEL. 03-3501-5803

FAX. 03-3501-6868

新型定期預金
マイナーベスト



人を思う。未来を思う。

商工中金

発行 富山県中小企業団体中央会 〒930-0083 富山市総曲輪2-1-3 富山商工会議所ビル6階
URL. <https://www.chuokai-toyama.or.jp/> TEL. 076-424-3686 FAX. 076-422-0835